

きゅうつちやけじゅうたくおもや

旧土谷家住宅主屋（こむぎ処 マルキ）

どころ

和歌山市紀三井寺 1102

西国三十三番札所である紀三井寺門前近くの熊野街道沿いに建つ町家建築で、かつては廻船問屋を営んだ土谷家の住宅として使用されていた。平成 29 年に内部が改修され、現在はパンの製造販売店として活用されている。

建物はツシ二階建、入母屋造、瓦葺で、細長くとられた敷地のほぼ間口一杯に東面して建つ。建設年代は不明だが、手法から江戸末期と考えられる。和歌山県では珍しく街道に妻面を見せる妻入形式の町家で、屋根は棟から軒までに段差を一段設ける鋳葺とする点に大きな特徴がある。左手に通り土間を通し、右手に床上部 4 室を並べる間取りで、改修を経た現在も、外観と通り土間空間は伝統的な造りを良く留めている。



しころがき

しまかげけじゅうたくおもや

島影家住宅主屋

和歌山市紀三井寺 1142

紀三井寺門前近くの熊野街道沿いに建つ、繊細な格子を構えた端正な造りの住宅である。傾斜のある街道沿いに緑泥片岩（青石）を積み、敷地を造成している。

主屋は平屋建、入母屋造、瓦葺で、昭和 11 年（1936）に建設された。玄関には矩形に整形した石材の階段を設け、限られた奥行きにもかかわらず格式あるアプローチを実現している。内部は玄関の北に六畳間、南に食堂を配し、西には二間を南北に並べる。枡材を多用する枡普請の住宅で、座敷の天井板には屋久杉を用いるなど、材料や意匠に凝った上質な造りである。



うらけじゅうたくおもや

いんきょや

ぶんこぐら

まえぐら

なかぐらおよ

はげぐら

浦家住宅主屋、隠居屋、文庫蔵、前蔵・中蔵及び櫓蔵

有田郡広川町大字広 1310

浦家住宅は濱口悟陵ゆかりの旧広村中心部に所在し、主屋は質の高い近代和風建築で、現在は一部を改装し、浦家が経営する会社の事務所として使用している。浦家は代々山林、肥料、石灰製造や海運業等を営み、昭和 29 年（1954）に中央工業株式会社を設立し現在に至る。

主屋は主体部と座敷部からなり、南北に走る通りに東面して建つ。ツシ二階建、入母屋



造、瓦葺の主体部と、その北側に平屋建、切妻造、瓦葺の座敷部が取り付く。建設年代は明らかでないが、主体部は明治後期建設、座敷部は大正前期増築とみられる。小屋裏まで吹抜けのホール（旧台所）や、良材を駆使した座敷は見応えがある。

隠居屋は昭和前期の建設とみられる建ちの高い二階建の座敷で、平屋建の風呂が付属する。北東二面の外壁は定規筋を設けた大壁とし、重厚な外観を造る。内部は各階に二室ずつ座敷を設けた上質な造り。

文庫蔵は、隠居屋の縁側より接続し、妻入の正面に庇を設けた土蔵で、大正前期建設とみられる。正面入口を観音開戸とし、格式高く造る。

前蔵・中蔵及び櫓蔵は、三つの蔵が一体となった L 字型の土蔵で、江戸末期建設とみられる。正面側を海鼠壁で飾った外観は、文庫蔵と共に屋敷の景観を引き締めている。

きゅうくすもとけじゅうたく わだ けじゅうたく はなれざしき
旧 楠本家住宅（和田家住宅）離座敷

日高郡日高町原谷字立花川 782-4

日高町原谷地区の熊野古道紀伊路沿いに建つ。明治後期に実業家である楠本家の離座敷として建設されたと伝わる。当時は離座敷に加え、主屋や土蔵等を連ねた大規模な屋敷であり、離座敷で賓客を迎えた。

離座敷は平屋建、寄棟造、瓦葺で、四周に下屋を廻す。中庭に面した東と南の広縁にはガラス障子を建て、当時の様子を良く残す。内部は四室を田の字型にとり、座敷には四方柱の柱をはじめ、良質な^{つが}杵材が用いられる。欄間など細部にも意匠を凝らした上質な造りの接客空間である。

なお、この建造物は日高町初の登録有形文化財（建造物）となる。



もりけじゅうたくおもや いんきょや
森家住宅主屋、隠居屋

日高郡印南町大字崎ノ原字横畑 275

切目川沿い中山間部に所在する崎ノ原郵便局に隣接して建つ、郵便局長の住宅である。

主屋は平屋建、入母屋造、瓦葺で南面して建ち、大正 5 年（1916）に建設された。なお、建設当時は中本家という農家の住宅であった。軒先は出桁造、内部は四間取とし、低い軒や間取りなどに紀州の山間農家の伝統を継承する。

隠居屋は主屋の西側に接して建つ平屋建、入母屋造、瓦葺で、昭和 40 年（1965）に建設された。屋根には崎ノ原集落の住宅で散見される青色の釉薬瓦が使用されており、建設当時の流行を伝えている。主屋と共に、当地の歴史的景観の形成に寄与している。

なお、これらの建造物は印南町初の登録有形文化財（建造物）となる。



登録有形文化財（建造物）とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多様かつ大量の文化財を保護するため、平成 8 年の文化財保護法改正によって導入された。届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後 50 年を経過した建造物のうち、一定の評価※を得たものが文化財として登録され、全国で既に 12,000 件以上の建造物が登録されている。

※登録基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
 (二) 造形の規範となっているもの
 (三) 再現することが容易でないもの